

岩手県告示第802号

建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第29条第1項の規定により、法第3条第1項の許可を次のとおり取り消した。

平成20年11月25日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 (1) 処分をした年月日 平成20年10月20日
  - (2) 処分を受けた者
    - ア 商号又は名称 株式会社佐々恵組
    - イ 主たる営業所の所在地 盛岡市盛岡駅西通一丁目25番23号
    - ウ 代表者の氏名 佐々木正雄
    - エ 許可番号 岩手県知事許可（般-19）第449号
  - (3) 処分の内容 土木工事業、建築工事業、大工工事業、とび・土工工事業、ほ装工事業及び内装仕上工事業に関する一般建設業の許可の取消し
  - (4) 処分の原因となった事実 平成20年10月17日付けで土木工事業、建築工事業、大工工事業、とび・土工工事業、ほ装工事業及び内装仕上工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。
- 2 (1) 処分をした年月日 平成20年9月30日
  - (2) 処分を受けた者
    - ア 商号又は名称 有限会社盛内建設
    - イ 主たる営業所の所在地 八幡平市小柳田188番地2
    - ウ 代表者の氏名 姉帯金五郎
    - エ 許可番号 岩手県知事許可（般-19）第486号
  - (3) 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業、ほ装工事業及び水道施設工事業に関する一般建設業の許可の取消し
  - (4) 処分の原因となった事実 平成20年9月29日付けで土木工事業、とび・土工工事業、ほ装工事業及び水道施設工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。
- 3 (1) 処分をした年月日 平成20年10月1日
  - (2) 処分を受けた者
    - ア 商号又は名称 株式会社松橋鉄建
    - イ 主たる営業所の所在地 上閉伊郡大槌町吉里吉里第2地割10番地35
    - ウ 代表者の氏名 松橋博久
    - エ 許可番号 岩手県知事許可（般-17）第584号
  - (3) 処分の内容 建築工事業、大工工事業、屋根工事業、管工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、内装仕上工事業及び造園工事業に関する一般建設業の許可の取消し
  - (4) 処分の原因となった事実 平成20年9月26日付けで、建築工事業、大工工事業、屋根工事業、管工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、内装仕上工事業及び造園工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。
- 4 (1) 処分をした年月日 平成20年10月6日
  - (2) 処分を受けた者
    - ア 商号又は名称 沼田建設株式会社
    - イ 主たる営業所の所在地 八幡平市大更第24地割1番地40
    - ウ 代表者の氏名 菅原康裕
    - エ 許可番号 岩手県知事許可（般-19）第7392号
  - (3) 処分の内容 建築工事業、大工工事業、屋根工事業、管工事業、タイル・れんが・ブロック工事業及び内装仕上工事業に

関する一般建設業の許可の取消し

- (4) 処分の原因となった事実 平成20年10月2日付けで建築工事業、大工工事業、屋根工事業、管工事業、タイル・れんが・ブロック工事業及び内装仕上工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。

5(1) 処分をした年月日 平成20年10月9日

(2) 処分を受けた者

- ア 商号又は名称 有限会社林工務店  
イ 主たる営業所の所在地 九戸郡洋野町阿子木第13地割26番地2  
ウ 代表者の氏名 林朝男  
エ 許可番号 岩手県知事許可(般-17)第7602号

(3) 処分の内容 土木工事業、建築工事業、とび・土工工事業及びほ装工事業に関する一般建設業の許可の取消し

- (4) 処分の原因となった事実 平成20年10月8日付けで土木工事業、建築工事業、とび・土工工事業及びほ装工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。

6(1) 処分をした年月日 平成20年10月15日

(2) 処分を受けた者

- ア 商号又は名称 有限会社東部建設  
イ 主たる営業所の所在地 遠野市上郷町佐比内3地割20番地  
ウ 代表者の氏名 小森清弘  
エ 許可番号 岩手県知事許可(般-19)第8135号

(3) 処分の内容 大工工事業に関する一般建設業の許可の取消し

- (4) 処分の原因となった事実 平成20年10月15日付けで大工工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。

7(1) 処分をした年月日 平成20年10月6日

(2) 処分を受けた者

- ア 商号又は名称 いわて中央ホーム株式会社  
イ 主たる営業所の所在地 盛岡市本宮字小幡74番地  
ウ 代表者の氏名 加藤丈始  
エ 許可番号 岩手県知事許可(般-17)第9292号

(3) 処分の内容 建築工事業に関する一般建設業の許可の取消し

- (4) 処分の原因となった事実 平成20年10月2日付けで建築工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。

8(1) 処分をした年月日 平成20年10月16日

(2) 処分を受けた者

- ア 商号又は名称 有限会社栄和工業  
イ 主たる営業所の所在地 和賀郡西和賀町沢内字川舟第28地割23番地19  
ウ 代表者の氏名 佐々木栄一  
エ 許可番号 岩手県知事許可(般-18)第9642号

(3) 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、管工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業に関する一般建設業の許可の取消し

- (4) 処分の原因となった事実 平成20年10月15日付けで土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、管工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。

- 9(1) 処分をした年月日 平成20年10月29日
- (2) 処分を受けた者
- ア 商号又は名称 建築舎
- イ 主たる営業所の所在地 盛岡市紺屋町3番10-307号
- ウ 代表者の氏名 貫洞利一
- エ 許可番号 岩手県知事許可(般-18)第20509号
- (3) 処分の内容 土木工事業及び建築工事業に関する一般建設業の許可の取消し
- (4) 処分の原因となった事実 平成20年10月6日付けで土木工事業及び建築工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。
- 10(1) 処分をした年月日 平成20年10月23日
- (2) 処分を受けた者
- ア 商号又は名称 有限会社アタカ
- イ 主たる営業所の所在地 紫波郡矢巾町大字下矢次第2地割23番地
- ウ 代表者の氏名 高橋壽夫
- エ 許可番号 岩手県知事許可(般-20)第20573号
- (3) 処分の内容 とび・土工工事業及びほ装工事業に関する一般建設業の許可の取消し
- (4) 処分の原因となった事実 平成20年10月22日付けでとび・土工工事業及びほ装工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。
- 11(1) 処分をした年月日 平成20年10月1日
- (2) 処分を受けた者
- ア 商号又は名称 丸梅工業
- イ 主たる営業所の所在地 北上市北鬼柳33地割95番地2
- ウ 代表者の氏名 小原勇一
- エ 許可番号 岩手県知事許可(般-18)第50027号
- (3) 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業、ほ装工事業及び水道施設工事業に関する一般建設業の許可の取消し
- (4) 処分の原因となった事実 平成20年9月26日付けで土木工事業、とび・土工工事業、ほ装工事業及び水道施設工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。
- 12(1) 処分をした年月日 平成20年10月20日
- (2) 処分を受けた者
- ア 商号又は名称 有限会社三浦重機工事
- イ 主たる営業所の所在地 北上市和賀町藤根1地割33番地18
- ウ 代表者の氏名 三浦誠
- エ 許可番号 岩手県知事許可(般-15)第50072号
- (3) 処分の内容 鋼構造物工事業及びしゅんせつ工事業に関する一般建設業の許可の取消し
- (4) 処分の原因となった事実 平成20年10月16日付けで鋼構造物工事業及びしゅんせつ工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。
- 13(1) 処分をした年月日 平成20年10月1日
- (2) 処分を受けた者
- ア 商号又は名称 共栄建設株式会社
- イ 主たる営業所の所在地 奥州市江刺区愛宕字滑100番地
- ウ 代表者の氏名 小澤満

エ 許可番号 岩手県知事許可（般－15）第60095号

(3) 処分の内容 管工事業及び造園工事業に関する一般建設業の許可の取消し

(4) 処分の原因となった事実 平成20年10月1日付けで管工事業及び造園工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。

14(1) 処分をした年月日 平成20年10月22日

(2) 処分を受けた者

ア 商号又は名称 有限会社おいかわ建築工房

イ 主たる営業所の所在地 遠野市早瀬町二丁目4番21号

ウ 代表者の氏名 及川浩喜

エ 許可番号 岩手県知事許可（般－19）第100018号

(3) 処分の内容 土木工事業、建築工事業及びとび・土工工事業に関する一般建設業の許可の取消し

(4) 処分の原因となった事実 平成20年10月22日付けで土木工事業、建築工事業及びとび・土工工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。

15(1) 処分をした年月日 平成20年10月1日

(2) 処分を受けた者

ア 商号又は名称 株式会社松橋鉄建

イ 主たる営業所の所在地 上閉伊郡大槌町吉里吉里第2地割10番地35

ウ 代表者の氏名 松橋博久

エ 許可番号 岩手県知事許可（特－17）第584号

(3) 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業及び水道施設工事業に関する特定建設業の許可の取消し

(4) 処分の原因となった事実 平成20年9月26日付けで、土木工事業、とび・土工工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業及び水道施設工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。

16(1) 処分をした年月日 平成20年10月6日

(2) 処分を受けた者

ア 商号又は名称 沼田建設株式会社

イ 主たる営業所の所在地 八幡平市大更第24地割1番地40

ウ 代表者の氏名 菅原康裕

エ 許可番号 岩手県知事許可（特－19）第7392号

(3) 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業及びほ装工事業に関する特定建設業の許可の取消し

(4) 処分の原因となった事実 平成20年10月2日付けで土木工事業、とび・土工工事業及びほ装工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。

17(1) 処分をした年月日 平成20年10月1日

(2) 処分を受けた者

ア 商号又は名称 共栄建設株式会社

イ 主たる営業所の所在地 奥州市江刺区愛宕字滑100番地

ウ 代表者の氏名 小澤満

エ 許可番号 岩手県知事許可（特－15）第60095号

(3) 処分の内容 土木工事業、建築工事業、大工工事業、とび・土工工事業、屋根工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業、内装仕上工事業及び水道施設工事業に関する特定建設業の許可の取消し

(4) 処分の原因となった事実 平成20年10月1日付けで土木工事業、建築工事業、大工工事業、とび・土工工事業、屋根工事

業、鋼構造物工事業、ほ装工事業、内装仕上工事業及び水道施設工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。